特定事業主行動計画の実施状況及び
女性の職業選択に資する情報の公表について

令和　6　年　6　月　30　日

佐久市・北佐久郡環境施設組合長

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 19 条第６項の規定により、佐久市・北佐久郡環境施設組合における特定事業主行動計画の実施状況について、次のとおり公表します。あわせて、法第 21 条の規定により、佐久市・北佐久郡環境施設組合における女性の職業選択に資する情報について、次のとおり公表します。

１　職員数の状況

令和６年３月末現在の職員数は以下のとおりである。

項目	男性	女性	備考
常勤職員	４名	０名	４名とも本組合組織市町からの派遣職員
会計年度任用職員	０名	１名	任期に定めのある職員

【目標達成に向けた今後の取組】

・常勤職員については、本組合への女性派遣について派遣元へ働きかけ、女性職員の継続的な確保に努める。

２　超過勤務時間の状況

令和５年４月から令和５年７月までの小学校就学前の子どものいる常勤職員１名の平均超過勤務時間の状況は以下のとおりである。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	計
時間	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0

◎平均超過勤務時間　＝　1.0 時間／4 か月　＝　月 0.25 時間／人

※当該職員が R6.7 月末で退職した為、８月以降分は該当者なし

【目標達成に向けた今後の取組】

・行動計画に定めた取組を通じ、目標である月 5.4 時間以下の平均超過勤務時間を達成した。今後も行動計画に則って、小学校就学前の子どものいる常勤職員の平均超過勤務時間の縮減に継続的に取り組む。

３　休暇取得の状況

令和５年４月から令和５年７月までの休暇の取得状況は以下のとおりである。

項目	男性	女性	備考
年次休暇の平均取得日数	12.2 日	－	小学校就学前の子どものいる職員１名（特別休暇除く。）
育児休暇の取得日数	0.0 日	－	３歳までの子どものいる職員１名
育児休暇の平均取得期間	0.0 日	－	３歳までの子どものいる職員１名
配偶者出産休暇取得者数	０名	－	常勤職員４名
子の看護のための休暇取得者数	０名	－	小学校就学前の子どものいる職員１名

【目標達成に向けた取組】　※当該職員が R6.7 月末で退職した為、８月以降分は該当者なし

・行動計画に定めた取組を通じ、目標である年 14.8 日以上の年間平均年次休暇取得日数を達成できなかった。今後も行動計画に則って、小学校就学前の子どものいる常勤職員の年次休暇取得を進めるほか、育児休暇、配偶者出産休暇及び看護のための休暇取得について、制度周知を図り、積極的な利用を働きかけていく。